

第116期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月29日（木曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

場所

東京都港区芝五丁目30番7号

当社本社事務所 5階

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	12
連結計算書類	31
計算書類	33
会計監査人の監査報告	35
監査役会の監査報告	39

・公的指針等に従い、会場にて感染対策に関するご制限・ご依頼を申しあげることがございますので、あらかじめご了承ください。
・今後の状況変化に応じて、株主総会の運営方法について変更などがある場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
<https://www.nipponkinzoku.co.jp>

証券コード：5491
2023年6月13日

(電子提供措置の開始日 2023年6月7日)

株 主 各 位

東京都板橋区舟渡四丁目10番1号

日本金属株式会社

取締役社長 下川 康 志

第116期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第116期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.nipponkinzoku.co.jp/investor-relations/soukai>



また、上記のほか、インターネット上の東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、本株主総会に当日ご出席いただけない場合は、**書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権を行使することができますので**、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権をご行使ください**ませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝五丁目30番7号 当社本社事務所 5階
3. 会議の目的事項
報告事項
1. 第116期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第116期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ・なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

第116期定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

当社第116期定時株主総会の実施に際し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、以下の対応を予定しております。株主の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<来場される株主様へのお願い>

- ・感染リスクを低減するため座席間の距離を確保することから、ご用意できる座席数が例年より大幅に減少いたします。満席となった場合、当日ご来場いただきましても、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様には、マスクの着用、アルコール消毒液による手指消毒を推奨いたします。
- ・受付において、検温を実施させていただきます。37.5度以上の発熱が確認された方や体調不良が見受けられる方にはご入場をお断りする場合がございます。

<当社の対応について>

- ・運営に関わるスタッフは、検温等を含めて体調を確認したうえ、マスクを着用し対応させていただきます。
- ・株主総会の議事は、円滑な進行を検討し、例年よりも時間を短縮する予定です。
- ・株主総会終了後休憩を挟み、短い時間ではございますが、当社へのご理解を深めていただき、また、当社役員との交流と対話促進の場として、株主懇談会を開催する予定です。
なお、飲食物の提供は行いません。

今後の状況変化に応じて、株主総会の運営方法について変更などがある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nipponkinzoku.co.jp>) に掲載させていただきます。

以 上

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

なお、本株主総会に当日ご出席いただけない場合は、書面（郵送）又はインターネット等により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

（詳細は4頁をご覧ください。）



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時30分まで

- ① 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ② インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ③ 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ④ 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ⑤ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2023年6月29日（木曜日）午前10時

場所 当社本社事務所 5階

（巻末の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

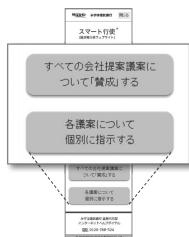
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片(裏面)に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

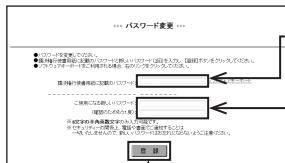
- 2 議決権行使書用紙右片(裏面)に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙右片(裏面)に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及びその参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役8名全員の任期が満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	当社における地位氏名	管掌分野	独立性	性別	2023年 6月29日 株主総会終結時点		取締役が有する主な経験、専門性等								保有資格 Ph.D.	
					年齢	在任年数	企業経営	財務・会計	製造・品質	技術・研究開発	営業・マーケティング	法務・リスクマネジメント	グローバルビジネス	人事・労務・人材開発		
1	取締役社長 下川 康志			男性	66歳	9年	○	○				○	○	○	○	
2	専務取締役 原田 喜弘	生産本部		男性	63歳	6年	○		○	○	○		○			
3	専務取締役 山下 匡史	開発・営業本部		男性	62歳	6年	○		○	○	○		○			
4	常務取締役 長谷川 伸一	管理本部		男性	65歳	3年	○	○					○		○	
5	常務取締役 山崎 修	技術本部		男性	61歳	3年	○		○	○						博士号 (工学)
6	社外取締役 小川 和洋		独立	男性	64歳	8年	○	○								公認 会計士 税理士
7	社外取締役 永塚 良知		独立	男性	58歳	2年	○						○			弁護士
8	社外取締役 假屋 ゆう子		独立	女性	63歳	1年	○		○							薬剤師
							スキル 保有者数	8人	3人	4人	3人	3人	3人	3人	2人	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	しもかわ やすし 下川康志 (1957年1月29日生) 再任	1980年3月 当社入社 2006年4月 当社鋼帯事業本部鋼帯営業部門東京支店長 2009年4月 当社鋼帯事業本部鋼帯営業部門副部門長 2010年4月 当社執行役員 当社鋼帯事業本部鋼帯営業部門長 2012年4月 当社常務執行役員 2013年4月 当社管理部門副部門長 2014年6月 当社常務取締役 2015年4月 当社管理部門長 2017年4月 当社取締役社長 (代表取締役) (現任)	14,700株
2	はらだ よしひろ 原田喜弘 (1959年11月2日生) 再任	1982年4月 新日本製鐵株式會社 (現 日本製鐵株式會社) 入社 2010年11月 同社名古屋支店自動車商品技術グループリーダー 2012年7月 同社名古屋支店副支店長 2015年6月 当社入社 当社常務執行役員 当社技術部門副部門長 2017年4月 当社技術本部長 2017年6月 当社常務取締役 2020年4月 当社専務取締役 (現任) 当社生産本部長 (現任) 当社生産本部製造部門長	3,400株
3	やました まさし 山下匡史 (1961年6月26日生) 再任	1984年3月 当社入社 2009年4月 当社加工品事業本部加工品製造部門福島工場長 2013年4月 当社加工品事業本部加工品営業部門加工品営業部長 2014年4月 当社執行役員 当社加工品事業本部加工品営業部門長 当社加工品事業本部加工品営業開発部長 2015年4月 当社常務執行役員 2016年4月 当社常務執行役員 2017年4月 当社開発・営業本部長 (現任) 当社開発・営業本部営業部門長 2017年6月 当社常務取締役 2020年4月 当社専務取締役 (現任) 当社開発・営業本部開発部門長	3,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	はせがわ しんいち 長谷川 伸一 (1957年9月11日生) 再任	1981年3月 当社入社 2014年4月 当社執行役員 当社管理部門総務部長 2015年4月 当社常務執行役員 2017年4月 当社管理本部管理部門長 (現任) 当社管理本部管理部門人事部長 2020年4月 当社管理本部長 (現任) 2020年6月 当社常務取締役 (現任)	3,100株
5	やまざき おさむ 山崎 修 (1962年2月17日生) 再任	1985年3月 当社入社 1997年4月 大阪大学大学院工学研究科博士課程入学 2000年3月 大阪大学大学院工学研究科博士課程修了 工学博士号取得 2014年4月 当社技術部門技術研究所長 2015年4月 当社執行役員 2017年4月 当社常務執行役員 当社技術本部技術部門長 (現任) 2020年4月 当社技術本部長 (現任) 2020年6月 当社常務取締役 (現任)	2,600株
6	おがわ かずひろ 小川 和洋 (1959年4月14日生) 再任 社外 独立	1988年3月 公認会計士登録 2004年7月 小川和洋会計事務所開業 同事務所代表 (現任) 2004年11月 税理士登録 2005年6月 当社社外監査役 (2009年6月退任) 2008年6月 東京日産コンピュータシステム株式会社社外監査役 (現任) 2015年6月 当社社外取締役 (現任) 2016年7月 株式会社ハナツアーージャパン社外監査役 (現任)	1,000株
7	ながつか よしとも 永塚 良知 (1965年3月30日生) 再任 社外 独立	1996年4月 第一東京弁護士会登録 2009年4月 東京地方裁判所民事調停員 (現任) 2010年3月 永塚パートナーズ法律事務所開設 同事務所所長 2013年7月 日章鋳螺株式会社社外監査役 (現任) 2016年6月 サンユ一建設株式会社社外取締役 (現任) 2019年2月 日本弁護士連合会事務次長 2021年3月 オンコリスバイオファーマ株式会社社外監査役 (現任) 2021年6月 当社社外取締役 (現任) 2021年9月 光和総合法律事務所パートナー弁護士 (現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8	かりや 假屋 ゆう子 (1960年4月15日生) 再任 社外 独立	1983年4月 鳥居薬品株式会社入社 1983年6月 薬剤師登録 2007年4月 同社お客様相談室長 2012年6月 同社執行役員信頼性保証グループリーダー 2013年6月 同社取締役信頼性保証グループリーダー 2020年3月 同社常勤顧問 2021年7月 国際医療福祉大学医学部耳鼻咽喉科研究推進アドバイザー (現任) 2022年6月 関東電化工業株式会社社外取締役 (現任) 当社社外取締役 (現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は小川和洋、永塚良知、假屋ゆう子の各氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合、各氏との間の責任限定契約の継続を予定しております。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、任期途中に同内容での更新を予定しております。
4. 小川和洋、永塚良知、假屋ゆう子の各氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 小川和洋氏は、人格識見に優れ、公認会計士としての高度な会計知識を有しており、当社社外監査役経験者であります。また、同氏は2015年6月26日開催の第108期定時株主総会において当社の取締役に選任されて以来、社外取締役として適切な活動・発言を行っていることから引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏には公認会計士及び他社社外監査役として有する豊富な知見に基づき、独立した立場から有益な助言や提言を行っていただくことを期待しております。
6. 小川和洋氏の社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
7. 永塚良知氏は、人格識見に優れ、弁護士としての高度な法律知識を有しております。また、同氏は2021年6月29日開催の第114期定時株主総会において当社の取締役に選任されて以来、社外取締役として適切な活動・発言を行っていることから引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏には弁護士及び他社社外取締役として有する豊富な知見に基づき、独立した立場から有益な助言や提言を行っていただくことを期待しております。
8. 永塚良知氏の社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
9. 假屋ゆう子氏は、人格識見に優れ、経営者としての豊かな経験と高度な見識を有しております。また、同氏は2022年6月29日開催の第115期定時株主総会において当社の取締役に選任されて以来、社外取締役として適切な活動・発言を行っていることから引き続き社外取締役として選任をお願いするも

のであります。また、同氏には他社で培われた経営全般に関する豊富な知見に基づき、独立した立場から有益な助言や提言を行っていただくことを期待しております。

10. 假屋ゆう子氏の社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役大西敏夫氏が本總會終結の時をもって辞任され、監査役掛橋幸徳氏が本總會終結の時をもって任期満了となるため、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>しん どう のり みち 進 藤 紀 充 (1961年9月22日生)</p> <p>新任</p>	<p>1986年4月 当社入社 2013年4月 当社加工品製造部門福島工場長 2016年4月 当社参与 2016年10月 当社加工品事業本部加工品製造部門副部門長 2017年4月 当社執行役員 当社生産本部製造部門板橋工場長 2019年4月 当社生産本部製造部門長 2020年4月 当社常務執行役員(現任) 当社管理本部購買部門長 2023年4月 当社常任監査役付(現任)</p>	2,000株
2	<p>うら かみ じゅん いち ちゅう 浦 上 純 一 郎 (1972年8月4日生)</p> <p>新任 社外</p>	<p>1997年4月 新日本製鐵株式會社(現 日本製鐵株式會社)入社 2003年10月 新日鐵住金ステンレス株式会社(現 日鐵ステンレス株式会社)事業推進部財務室 2007年4月 同社財務部財務室マネジャー 2017年4月 同社財務部財務室長 2019年4月 日鐵ステンレス株式会社財務部財務室長(現任) 2021年6月 高砂鐵工株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)(2023年6月退任予定)</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は本議案が原案どおり承認された場合、浦上純一郎氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結する予定であります。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、任期途中に同内容での更新を予定しております。
4. 浦上純一郎氏は社外監査役候補者であります。
5. 浦上純一郎氏を社外監査役候補者とした理由は、人格識見に優れ、鉄鋼業界の事情に精通しており、当社監査にあたりその能力を発揮され、監査機能の充実に大いに資するものと考えためです。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

本総会開催の時をもって、2022年6月29日開催の第115期定時株主総会において選任いただいた補欠監査役加藤寛氏及び補欠社外監査役籠原一晃氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであり、加藤寛氏は非社外監査役の補欠の監査役候補者として、籠原一晃氏は、社外監査役のいずれかが欠けた場合の補欠の社外監査役候補者であります。

なお、本議案は監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	かとうひろし 加藤寛 (1962年11月22日生)	1985年3月 当社入社 2006年4月 当社鋼帯営業部門大阪支店福岡営業所長 2016年10月 当社内部統制室主幹 2022年4月 当社監査役室主幹待遇 2023年1月 当社監査役室シニアスタッフ（現任）	1,200株
2	かごはらかずあき 籠原一晃 (1967年3月4日生) 社外 独立	2001年10月 籠原公認会計士事務所開業 同事務所所長（現任） 2011年6月 ビジネスソリューションパートナーズ株式会社（現 株式会社企業財務研究所）設立 同社代表取締役（現任） 2011年6月 ジーエルサイエンス株式会社社外監査役 2015年6月 同社社外取締役（監査等委員）（現任） 2022年9月 株式会社デュアルトップ社外取締役 （監査等委員）（現任）	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 籠原一晃氏が監査役に就任された場合は、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結する予定であります。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を補填することとしております。各候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
4. 籠原一晃氏は補欠の社外監査役候補者であり、また、東京証券取引所が定める独立役員候補者であります。
5. 籠原一晃氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、人格識見に優れ、公認会計士として高度な会計知識を有しており、当社監査においても十分にその能力を発揮いただけるものと判断いたしましたことによるものです。

以上

事業報告

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、中国のゼロコロナ政策の終了や各国でのマクロ経済政策による経済活動の正常化が進み、わが国におきましても一旦は回復基調の兆しが見られましたが、ウクライナ情勢の長期化や国際海上輸送のコンテナ不足によるサプライチェーンの混乱などを起因とした原材料・エネルギー・副資材・物流などの価格高騰したことを背景に、多くの国でインフレが進行し、その抑制のために政策金利を引き上げるなど、景気の下押し要因が解消されることはなく、先行き不透明な状況が続いております。

ステンレス業界におきましては、半導体の供給不足等により新車生産台数が伸び悩む自動車業界の影響を受け、特に下半期には世界的な景気減速感も強まり、需要の低迷や在庫調整を伴う厳しい事業環境が継続しております。

このような事業環境のもと、当社グループは、2019年11月火災発生した当社板橋工場第三圧延工場の新設備の稼働を2022年3月末より開始させ、冷間圧延ステンレス鋼帯の生産コストの低減に取り組むとともに、原材料などの諸コスト上昇を反映させた販売価格の是正、徹底したコストダウン、生産効率の改善、品質改善などの全社的な収益改善活動に取り組んでまいりました。

また、2020年4月よりスタートした第11次経営計画「NIPPON KINZOKU 2030」（2020年度～2029年度）を推進し、新技術・新製品を主力とする事業構造の変革に注力しております。

この結果、当連結会計年度の連結業績につきましては、売上高は前期と比べ34億4千9百万円（7.0%）増収の525億6千6百万円となりました。損益面につきましては、営業利益は前期と比べ1億6千4百万円（11.4%）減益の12億7千3百万円、経常利益は前期に比べ5千3百万円（4.0%）減益の12億8千3百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、当社板橋工場の水処理設備の更新に関連して東京都水道局より支援金を受領し、18億4千4百万円を補助金収入として特別利益に計上する一方、当該設備の一部を圧縮記帳するため、15億3千6百万円を固定資産圧縮損として特別損失に計上したことなどにより、特別利益として受取保険金24億4千8百万円を計上していた前期に比べ16億1百万円（63.6%）減益の9億1千6百万円となりました。

当期の期末配当に関しましては、当期の業績、今後の動向を勘案し、1株につき5円とさせていただきます。

以下、事業別にご報告申し上げます。

みがき帯鋼事業

冷間圧延ステンレス鋼帯につきましては、半導体の供給制限長期化や中国の新型コロナウイルス感染拡大などの複合要因に加え、自動車生産計画の度々の下方修正に伴う在庫調整など、主力製品である自動車関連用途での受注が回復に至らず、販売数量は伸びを欠く結果となりました。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う巣ごもり需要が一巡したことから、データセンター向けサーバー用ハードディスクやゲーム機、自動車や家電に使用されるコイン電池などの電子部品関連も減少しました。一方、コロナ禍の影響を大きく受けた医療用途が、需要の回復に加え、中国や経済成長に伴う市場の拡大が期待されるインドからの受注を獲得し増加しました。また、重点施策として推進する機能強化製品（既存技術を深化することで機能を充実させ競争力を高めた製品）の拡大では、メタリック感を活かした黒加飾ステンレス鋼（ファインブラック仕上）がLEXUSなど国内自動車メーカー高級車の外装モール用材に採用され増加しました。

みがき特殊帯鋼につきましては、主力の自動車関連用途が自動車の減産影響を受け数量減となりましたが、刃物用途は欧米市場の住宅関連が堅調なことで高水準の受注を維持したほか、CASE関連の新需要として環境車向け駆動系部品で熱処理鋼帯が採用され増加しました。

また、原料・エネルギー・副資材などの製造コスト上昇に対しては、販売価格に反映させる指標を策定し、継続的に販売価格の是正を進めています。さらに、低収益製品の販売価格の是正や高品質差別化製品のエクストラ価格の改定など、付加価値に見合った適正な価格への是正も進めております。

以上の結果、みがき帯鋼事業の売上高は、前期と比べ31億3千8百万円（8.1%）増収の417億1千6百万円となりました。セグメント損益は、2019年11月火災発生した当社板橋工場第三圧延工場の新設備の稼働を2022年3月末より開始し、火災事故に伴う代替工程での生産に係るコスト増を解消したほか、上記の販売価格是正等も行い利益改善に努めましたが、特に下半期に入ってからの需要減少に伴う製品原価の上昇により、営業利益は前期と比べ1億1千7百万円（8.3%）減益の12億8千6百万円となりました。

加工品事業

福島工場取扱製品につきましては、主力製品である自動車駆動部品用高精度異形鋼が自動車減産の影響を受けましたが、数量減に伴うコスト増影響を反映した販売価格に改定し、数量影響をカバーしました。また、その他製品につきましては、建材製品は市場が低調に推移する中、独自製品である軽量・滑り止め機能を有する型鋼製品や半導体装置向けの産業機器製品も堅調に推移しました。さらに、水処理施設向けに独自に開発した軽量・高強度のフォーミング製品の量産を開始しました。

岐阜工場取扱製品につきましては、自動車関連用途では、世界的な自動車減産の影響があるものの、アフターパーツ製品が市場で評価され、堅調に推移しました。文具向けは需要家の増量要請に迅速に対応し増加しました。また、新たに開発したステンレス鋼とPEEK樹脂との複合管や、内面粗さの精度を向上させた内面高精度小径管は、国内や中国を代表とする海外向けの医療や計測機器、分析用途向けで受注が増加しました。

販売価格につきましては、みがき帯鋼事業と同様、原料・エネルギー・副資材などの製造コスト上昇に対応する是正を継続しております。また、型鋼製品は業界に先駆けて、みがき帯鋼事業で導入が進んでいるアロイリンク方式に移行し、原料価格の変動がタイムリーに販売価格に反映できる体制としました。

以上の結果、加工品事業の売上高は、前期と比べ3億1千万円(2.9%)増収の108億4千9百万円となりました。セグメント損益は、原材料等のコスト上昇を反映させた販売価格の是正や品質向上、生産効率の改善などの取り組みなどにより、営業利益は前期と比べ7百万円(0.6%)増益の11億1千1百万円となりました。

(2) 事業別売上高

事業	第115期 自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日		第116期 (当連結会計年度) 自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日		前 期 比 増 減	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
みがき帯鋼事業	38,578	78.5	41,716	79.4	3,138	8.1
加工品事業	10,538	21.5	10,849	20.6	310	2.9
合 計	49,117	100.0	52,566	100.0	3,449	7.0

(3) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資等総額は32億9千3百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

1) 当連結会計年度中に完成した主要設備

当社

板橋工場 冷間圧延ステンレス鋼帯の製造設備 (みがき帯鋼事業)

福島工場 異形鋼の製造設備 (加工品事業)

なお、設備投資資金は自己資金及び支援金で賄いました。

2) 当連結会計年度継続中の主要設備新設、拡充

当社

板橋工場 冷間圧延ステンレス鋼帯の製造設備 (みがき帯鋼事業)

福島工場 高精度異形鋼の製造設備 (加工品事業)

なお、設備投資資金は自己資金で賄いました。

3) 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

国内経済は、2023年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に引き下げられたことに伴い、経済活動の正常化が進むことが予想されますが、一方で、ウクライナ情勢の長期化による原材料・エネルギー・副資材・物流の価格の高止まり、インフレ抑制を目的とした政策金利の急激な引き上げによる景気後退や債券価格急落による金融危機の恐れなど、世界経済に影響を及ぼしかねない不安定要素により、不透明な状況が続くことが予想され、引き続き注視していく必要があります。中長期的にも、産業構造の変化や国際競争の激化など、今後も企業経営にとって厳しい環境が続くものと想定しております。

このような環境の中、引き続き原材料などの諸コスト上昇を反映させた販売価格の是正、徹底したコストダウン、品質向上、生産効率の改善など、全社的な収益改善活動を継続し、業績の向上に努めてまいります。

なお、当社グループは、第11次経営計画「NIPPON KINZOKU 2030」（10カ年計画）の「新アイテム事業化」と「安定収益基盤構築」をコンセプトとした第2フェーズ（2023年度～2024年度）のスタートとなる第117期を迎えました。『人と地球にやさしい新たな価値を共創するMulti & Hybrid Material企業』をビジョンに掲げ、生活様式や次世代技術が急速に変化していくことが予測される中、「マルチ&ハイブリッドマテリアル（多種多様な素材を活用する）」、「ニアネットシェイプ（最終製品形状に近い複雑な成形加工を実現する）」、「ニアネットパフォーマンス（最終製品に要求される性能を素材・部材で実現する）」をキーワードに、当社の原点である圧延技術と加工技術を極め、新たなニーズに対応する新技術・新製品を主力に事業構造を変革し、競合他社との差別化を図ってまいります。さらに、全てのお客様、取引先並びに当社グループ会社とのリレーションシップを深化させていくことで、更なる成長を目指してまいります。

当社グループを取り巻く環境は厳しい状況が続いておりますが、これらの課題を実行・実現し、揺るぎない収益基盤の確立を目指し活動してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第113期	第114期	第115期	第116期
	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	(当連結会計年度) 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
売 上 高 (百万円)	45,181	40,106	49,117	52,566
経 常 利 益 (百万円)	625	△2,454	1,337	1,283
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	△197	△277	2,517	916
1株当たり当期純利益 (円)	△29.48	△41.41	376.10	136.94
総 資 産 (百万円)	61,803	64,177	72,179	73,874

※ 表中の「△」は、損失を表します。

(6) 重要な子会社の状況

重要な子会社、関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
日金スチール株式会社	百万円 300	% 100.0	冷間圧延ステンレス鋼帯・みがき特殊帯鋼の販売
日金精整テクノックス株式会社	250	100.0 (※1)	鋼材の切断加工及び梱包
日金電磁工業株式会社	60	100.0	電磁機器・磁性材料の製造及び販売
NIPPON KINZOKU (THAILAND) CO., LTD.	百万タイバーツ 116	100.0 (※2)	冷間圧延ステンレス鋼帯の販売
NIPPON KINZOKU (MALAYSIA) SDN. BHD.	百万マレーシアリングギット 5	100.0	冷間圧延ステンレス鋼帯の販売

※1 発行済株式総数の97.2%を当社が保有し、2.8%を日金スチール(株)が保有しております。

※2 発行済株式総数の92.9%を当社が保有し、7.1%を日金スチール(株)が保有しております。

上記に掲げた重要な子会社を含め6社が連結子会社であり、持分法適用関連会社は1社であります。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
みがき帯鋼事業	冷間圧延ステンレス鋼帯、みがき特殊帯鋼、マグネシウム合金帯の製造及び販売
加工品事業	型鋼・精密異形鋼等ロール成形品、ステンレス精密細管、電磁製品の製造及び販売

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社事務所	東京都港区	板橋工場	東京都板橋区
大阪支店	大阪市中央区	岐阜工場	岐阜県可児市
名古屋支店	名古屋市中区	福島工場	福島県白河市

② 重要な子会社

名称	本社所在地	名称	本社所在地
日金スチール株式会社	東京都港区	NIPPON KINZOKU (THAILAND) CO., LTD.	タイ王国
日金精整テクノックス株式会社	東京都板橋区	NIPPON KINZOKU (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア
日金電磁工業株式会社	埼玉県川口市		

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
873名	11名減

② 当社従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
589名	3名減	39.9才	16.5年

(注) 上記従業員数には、出向社員及び臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	6,200百万円
株式会社埼玉りそな銀行	3,160百万円

2. 会社の株式に関する事項

- | | | |
|------------|-------------|------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 24,000,000株 | |
| ② 発行済株式総数 | 6,694,322株 | (自己株式5,678株を除く) |
| ③ 株主数 | 5,788名 | (うち、単元株主数5,230名) |
| ④ 大株主 | | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 鉄 ス テ ン レ ス 株 式 会 社	872,500 ^株	13.0 [%]
日 本 金 属 取 引 先 持 株 会	571,200	8.5
伊 藤 忠 丸 紅 鉄 鋼 株 式 会 社	378,750	5.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	333,500	5.0
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	164,200	2.5
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	107,400	1.6
株 式 会 社 ア ド バ ネ ク ス	102,500	1.5
A S A D A 株 式 会 社	100,000	1.5
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100,000	1.5
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	90,400	1.4

(注) 持株比率は自己株式(5,678株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	下 川 康 志	
専務取締役	原 田 喜 弘	生産本部長
専務取締役	山 下 匡 史	開発・営業本部長
常務取締役	長谷川 伸 一	管理本部長、管理本部管理部門長
常務取締役	山 崎 修	技術本部長、技術本部技術部門長
取 締 役	小 川 和 洋	小川和洋会計事務所代表、東京日産コンピュータシステム株式会社社外監査役、株式会社ハナツアーージャパン社外監査役
取 締 役	永 塚 良 知	東京地方裁判所民事調停員、日章鋳螺株式会社社外監査役、サンユー建設株式会社社外取締役、オンコリスバイオファーマ株式会社社外監査役、光和総合法律事務所パートナー弁護士
取 締 役	假 屋 ゆう子	国際医療福祉大学医学部耳鼻咽喉科研究推進アドバイザー、関東電化工業株式会社社外取締役
常任監査役(常勤)	大 西 敏 夫	
監 査 役	掛 橋 幸 徳	日鉄ステンレス株式会社財務部長、NSステンレス株式会社社外監査役
監 査 役	砂 山 晃 一	株式会社ビックカメラ社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役小川和洋、永塚良知及び假屋ゆう子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役小川和洋、永塚良知及び假屋ゆう子の各氏につきましては、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。
3. 監査役掛橋幸徳及び砂山晃一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役砂山晃一氏は、株式会社みずほ銀行及びその前身の株式会社富士銀行において銀行業務に約30年間携わり、株式会社みずほ銀行執行役員を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、同氏につきましては、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と、取締役小川和洋、永塚良知及び假屋ゆう子の各氏並びに監査役掛橋幸徳及び砂山晃一の両氏は会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を法令が規定する額を限度額として限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、保険料の10%を被保険者が等分負担し90%を当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要については、基本報酬と業績報酬により構成され、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系としています。

基本報酬については、金銭による月例の固定報酬とし、職責を反映させるため、役員により基準額を決定しております。業績報酬については、当事業年度に係る支給はございませんが、1株当たり配当金50円以上を配当性向40%以下で達成した場合に、各期の最終利益の5%を目途に各取締役の基本報酬額に比例配分して算定された額の12分割した額を、金銭により1年にわたり毎月支給することとしております。また、基本報酬と業績報酬における支給割合は、職責、役員、業績等を総合的に勘案して設定いたします。また、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。なお、決定方針につきましては、取締役社長及び担当取締役作成による原案に基づき、取締役会における決議を経て決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1989年6月29日開催の第82期定時株主総会において、月額2千5百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。また、監査役の報酬限度額は、2004年6月29日開催の第97期定時株主総会において、月額5百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬額は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長下川康志が個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、担当取締役が作成した原案の決裁であり、これらの権限を委任した理由は、各取締役の職責等を総合的に勘案するには取締役社長が最も適しているからであります。また、基本報酬は役員により、業績報酬は指標により算定されることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	129 (13)	129 (13)	—	—	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	23 (6)	23 (6)	—	—	4 (3)

(注) 上記の支給人員には、2022年6月29日開催の第115期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外取締役 小川和洋氏

ア. 重要な兼職先と当社の関係

小川和洋会計事務所、東京日産コンピュータシステム株式会社及び株式会社ハナツアー
ージャパンと当社との間には特別の利害関係はありません。

イ. 主な活動状況

当事業年度開催の取締役会17回のうち17回（100.0%）出席し、必要に応じ、公認
会計士及び他社社外監査役として有する豊かな経験と高度な見識から適宜発言を行って
おります。

ウ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

公認会計士及び他社社外監査役として有する豊富な知見に基づき、独立した客観的立
場から、経営の監督並びに有益な助言や提言を行っております。

② 社外取締役 永塚良知氏

ア. 重要な兼職先と当社の関係

東京地方裁判所、日章鋳螺株式会社、サンユー建設株式会社及びオンコリスバイオフ
ァーマ株式会社と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、当社は永塚氏が
パートナー弁護士を務める光和総合法律事務所に所属する別の弁護士より必要に応じ法
律上のアドバイスを受けておりますが、その取引額は僅少（年額120万円）であり、当
社が定める独立性基準を満たしているため、社外取締役の独立性に影響を与えるもので
はないと判断しております。

イ. 主な活動状況

当事業年度開催の取締役会17回のうち16回（94.1%）出席し、必要に応じ、弁護士
及び他社社外取締役として有する豊かな経験と高度な見識から適宜発言を行っておりま
す。

ウ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

弁護士及び他社社外取締役として有する豊富な知見に基づき、独立した客観的立場か
ら、経営の監督並びに有益な助言や提言を行っております。

- ③ 社外取締役 假屋ゆう子氏
- ア. 重要な兼職先と当社の関係
国際医療福祉大学及び関東電化工業株式会社と当社との間には特別の利害関係はありません。
- イ. 主な活動状況
当事業年度の假屋氏の取締役就任後に開催された取締役会13回のうち12回（92.3%）出席し、必要に応じ、一般事業会社経営者として培った豊かな経験と高度な見識から適宜発言を行っております。
- ウ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
他社で培われた経営全般に関する豊富な知見に基づき、独立した客観的立場から、経営の監督並びに有益な助言や提言を行っております。
- ④ 社外監査役 掛橋幸徳氏
- ア. 重要な兼職先と当社の関係
日鉄ステンレス株式会社は、当社の大株主であり、当社は同社から原材料の一部を複数の商社を経由して仕入れております。また、当社はN S ステンレス株式会社から原材料の一部を仕入れております。
- イ. 主な活動状況
当事業年度開催の取締役会17回のうち16回（94.1%）、監査役会18回のうち17回（94.4%）出席し、必要に応じ、他社の重要な使用人並びに他社社外監査役として有する豊富な知見から適宜発言を行っております。
- ⑤ 社外監査役 砂山晃一氏
- ア. 重要な兼職先と当社の関係
株式会社ビックカメラと当社との間には特別の利害関係はありません。
- イ. 主な活動状況
当事業年度の砂山氏の監査役就任後に開催された取締役会13回のうち13回（100.0%）、監査役会13回のうち13回（100.0%）出席し、必要に応じ、銀行業務経験者及び他社社外取締役として有する豊富な知見から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 責任限定契約の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

4千2百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

4千2百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、当事業年度の会計監査人の報酬等の額について、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などの検討を行った結果、適切であると判断し、会社法第399条に基づき審議のうえ、同意を行っています。

(5) 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の都合によるほか、会計監査人に法令違反や公序良俗に反する行為等があり、会計監査人が継続してその職責を全うすることにつき疑義が生じた場合は、監査役会にて解任又は不再任することの検討を行います。監査役会は、解任又は不再任することを監査役会で決定した場合は、取締役会にその解任又は不再任を株主総会の議案とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(7) 重要な連結子会社の計算関係書類の監査に関する事項

当社の重要な連結子会社のうち、NIPPON KINZOKU (THAILAND) CO., LTD.及びNIPPON KINZOKU (MALAYSIA) SDN. BHD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、取締役会におきまして業務の適正を確保するための体制を以下のとおり定め、効果的なシステムの構築を目指し活動を行っております。

内部統制システムの基本方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制構築に関する基本方針
 - 1) 取締役会は法令遵守マニュアル整備の統括並びに職務執行に伴う法令・定款の遵守状況の検証及びより良い遵守体制の整備を行う代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。
 - 2) 各取締役は執行する職務が法令遵守マニュアル及び定款と照らして適法性・妥当性に疑義がないことを確認したのち当該職務を執行する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制構築に関する基本方針
取締役会は取締役の職務を①取締役会にて執行を報告すべき事項、②稟議により処理すべき事項、③前両者に属しない事項で文書（紙文書によるもの又は電磁的文書によるもの。以下、同じ。）に記録し保存すべき職務の三項目に区分し以下の取扱いを行う。
 - ①に関する事項は、法令及び取締役会規則に従い議事録に記載し、法令及び文書保存に関する内部規程類に基づき保存・管理を行う。
 - ②に関する事項は、稟議規程に従い稟議された文書を法令及び文書保存に関する内部規程類に基づき保存・管理を行う。
 - ③に関する事項は、部門業務規程類を各取締役が整備し、①及び②に該当しない事項で部門業務規程類に基づく業務の執行に関する文書を法令及び文書保存に関する内部規程類に基づき保存・管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制構築に関する基本方針
 - 1) 各取締役は業務遂行に際し想定されうる損失の危険の洗い出しを実施し、取締役会にて全社的な損失の危険の存在に係る情報を共有する。
 - 2) 各取締役は共有する損失の危険を極小化するための規程類の整備を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築に関する基本方針
 - 1) 企業理念・経営方針を基盤として策定する経営計画及び年度経営計画に基づく職務の遂行にあたり、各取締役は実行組織をして目標達成に努めさせ、毎月1回以上開催する取締役会で、また取締役会のもとに設置し原則毎月2回開催する執行役員会にて必要に応じて、定期的に進捗状況ほか共有すべき情報の報告を行う。
 - 2) 業務執行の統制については取締役会規則に定める事項及びその付議基準を遵守し、議題に関する十分な資料が配付される体制を構築する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制構築に関する基本方針
 - 1) 使用人が法令遵守マニュアル及び定款に従い職務執行する体制を強化するために、取締役会はコンプライアンス担当取締役を任命する。
 - 2) 各コンプライアンス担当取締役はコンプライアンス委員としてコンプライアンス委員会に所属し、取締役会及び監査役への法令・定款遵守状況の報告体制の確立並びに業務執行部門への法令遵守マニュアルの整備及び法令遵守体制整備指導命令の責任を連帯して持つ。
 - 3) 各コンプライアンス担当取締役は、使用人が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度の周知と充実を図る。
6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制構築に関する基本方針
 - 1) 当社の取締役又は重要な使用人を子会社の取締役又は監査役として派遣しその経営に参画することで個々の子会社の業務の適正性確保に努める。
 - 2) 国内の子会社については毎月1回以上、各社経営者に業務の遂行状況を含む経営状況を報告させ業務遂行状況の適正性を検証する。
 - 3) 国外の子会社については毎月1回以上、各社経営者に営業に関する計数の状況報告書を提出させ、また毎年1回以上業務の遂行状況を含む経営状況を報告させ業務遂行状況の適正性を検証する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項に関する基本方針
 - 1) 常時1名は業務執行系統から独立した使用人を監査役職務を補助すべき者として配置する。
 - 2) 実効ある監査体制確立のために、監査役より補助すべき使用人設置（増員）を求められた場合は、特段の事情がない限りその求めに応じることとする。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 1) 業務執行系統から独立した部署として監査役室を設置し、当該使用人はそこに所属させる。
 - 2) 当該使用人は監査役以外の会社機関からいかなる指示命令にも服させないことを代表取締役は保証する。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて以下の必要な報告及び情報の提供を行う。

 - ① 当社の内部統制システム運用に関する部門の活動状況
 - ② 内部監査部門の活動状況

- ③ 業績及び業績見通しの発表内容その他証券取引所等への適時開示書類の内容
 - ④ 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ⑤ 稟議書及び監査役より請求された会議議事録の回覧・配付
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 代表取締役と各監査役との定期的な会合を持ち意見交換を行い、意思の円滑な疎通に努める。
 - 2) 常勤の監査役には執行役員会、経営会議その他の重要な会議への出席を要請するとともに主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を回覧し、必要に応じ或いは要望に応じて取締役又は使用人から説明を行う。
 - 3) 監査役監査制度との有機的な結びつきを深めるべく内部監査制度の充実を図り監査体制の充実に努める。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

当社は、取締役会を17回、監査役会を18回、「コンプライアンス委員会」を3回開催いたしました。取締役会では、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない独立社外取締役を3名選任しております。

子会社については、「関連会社管理規程」に基づき、株主総会付議事項や事業計画などについて管理本部長の決裁を義務付け、当社内部統制部門による内部監査を行い、また、月1回の「関係会社月次報告会」、年2回の「関係会社社長会」で必要事項の通知や情報交換を行い、適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めております。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役社長及び他の取締役、内部統制部門、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換を含め連携を図っております。常勤の監査役については、主要な稟議書の回付を受け、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、コンプライアンス委員会など重要な会議に出席し、必要な場合には意見を述べております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、当社といたしましては、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支える関係者との信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社では、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以下の施策を実施しております。この取り組みは、上記1. の基本方針の実現に資するものと考えております。

「第11次経営計画」等による企業価値向上への取り組み

当社では、「日本金属グループは、圧延事業とその加工品事業を中核に、新しい価値の創造を推進し、広く社会に貢献します。」を企業理念とし、この理念のもと、当社の原点である圧延技術と加工技術を極め、圧倒的な差別化を実現する商品の開発・事業化を進めるために、2020年度から、「『人と地球にやさしい新たな価値を共創するMulti & Hybrid Material企業』～多種多様な素材を圧延・複合成形することで、最終製品に要求される性能を素材で実現し人と地球の未来に貢献します。～」をビジョンに掲げ、

1. リレーションシップの深化
2. 製造力の強化
3. 次世代成長製品の事業化
4. 独自技術による将来を見据えた商品開発
5. 活力ある職場づくりと人材強化

を基本方針とする第11次経営計画を策定し実行しております。

第11次経営計画「NIPPON KINZOKU 2030」は、この先、技術の進化が劇的に加速しさまざまなことが急速に変化していくことが予測される中、10年後、さらにその先の変化に備え、そこで必要とされる新たなニーズに応え得る「ものづくり」の体制を構築するために10カ年の計画としております。

この計画に基づき、将来の新たなニーズに対応する新技術・新製品を主力とした事業構造への変革や、成長市場を捉えた新規事業化を推進するとともに、全てのお客様、取引先並びに当社グループ会社とのリレーションシップを深化させていくことで、更なる成長を目指してまいります。

今後当社におきましては、中長期的視点に立ち、企業価値の拡大に向け活動してまいります。また、事業活動の遂行にあたりましては、全てのステークホルダーから信頼される企業として、株主価値の向上に努めてまいります。

3. 不適切な者による支配防止の取り組み

当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客、従業員及び取引先等の関係者との間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であると考えます。これら当社の事業特性に関する十分な理解なくして、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできないものと思われまます。突然大規模買付行為がなされたときに、株主の皆様が短期間の内に買付に応じるか否かを適切に判断するためには、大規模買付者及び取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、重要な判断材料であります。同様に、取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

そこで当社取締役会は、議決権割合を20%以上とすることを目的とする大規模買付行為を行おうとする者は、事前に株主の皆様判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を取締役会に提供するとともに、それを受けて取締役会としての意見を形成し、必要に応じて大規模買付提案の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示を行うための期間を経たうえで当該行為を行うこととするルールを策定いたしました。このルールが守られない場合や基本方針に照らして不適切な支配により企業価値を損なうおそれがあると判断される場合は対抗措置を講じることのできる対応策（買収防衛策）を2007年3月7日開催の取締役会にて導入し、直近では、2022年6月29日開催の定時株主総会におきまして、買収防衛策の期限を2025年開催の定時株主総会まで継続することをご承認いただいております。その詳細につきましては、2022年5月月25日付にて「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続について」として公表し、この開示資料全文を当社ウェブサイトに掲示しております。

(URL <https://www.nipponkinzoku.co.jp>)

4. 上記「3.」の取り組みに関する取締役会の判断

取締役会は、上記取り組みは、中長期的に企業価値を向上させる者への経営参画を妨げるものではなく、不適切な者による会社支配を防止することで、株主の皆様を始めとする関係者の利益を確保するためのものであり、基本方針に沿っていると判断しております。また、取締役会の恣意的な判断を防止するために、対抗策の発動にあたりましては要件を限定したうえで、業務執行を行う経営陣から独立した社外監査役等で構成する独立委員会に発動の是非を諮問し、その結果を最大限尊重したうえで行うものとしております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針（会社法第459条第1項の規定による定款第36条の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針）

当社の利益配分につきましては、安定的かつ継続的な利益の還元を行うことを基本とし、業績や経済情勢などを勘案し、収益の向上、財務体質の強化を図るとともに、安定的な配当水準の維持に努めております。

当期の期末配当に関しましては、上記の方針を踏まえ、「1. 企業集団の現況 (1)事業の経過及びその成果」で申しあげましたとおり、1株につき5円といたしました。株主の皆様におかれましてはご理解賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告中に記載されている親会社株主に帰属する1株当たり当期純利益は表示単位未満の端数を四捨五入して表示し、その他の金額、株数、年令及び年数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

また、比率については、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	38,297	流動負債	31,339
現金及び預金	8,040	支払手形及び買掛金	10,283
受取手形及び売掛金	8,937	電子記録債務	4,338
電子記録債権	4,820	短期借入金	12,328
商品及び製品	8,644	リース債務	69
仕掛品	5,171	未払法人税等	166
原材料及び貯蔵品	1,924	賞与引当金	340
その他の	760	製品保証引当金	56
貸倒引当金	△1	その他	3,757
		固定負債	18,085
		長期借入金	12,212
		リース債務	143
		繰延税金負債	46
		再評価に係る繰延税金負債	3,041
		退職給付に係る負債	2,550
		環境対策引当金	48
		資産除去債務	41
		その他	0
固定資産	35,576	負債合計	49,424
有形固定資産	32,053	(純資産の部)	
建物及び構築物	3,972	株主資本	17,197
機械装置及び運搬具	11,152	資本金	6,857
土地	16,230	資本剰余金	986
建設仮勘定	175	利益剰余金	9,364
その他	523	自己株式	△10
無形固定資産	133	その他の包括利益累計額	7,251
		その他有価証券評価差額金	983
投資その他の資産	3,389	土地再評価差額金	6,077
投資有価証券	2,377	為替換算調整勘定	408
長期貸付金	4	退職給付に係る調整累計額	△217
繰延税金資産	833	純資産合計	24,449
その他の	207	負債・純資産合計	73,874
貸倒引当金	△34		
資産合計	73,874		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		52,566
売上原価		46,100
売上総利益		6,466
販売費及び一般管理費		5,192
営業利益		1,273
営業外収益		
受取利息及び配当金	80	
受取賃料	39	
受取補償金	28	
スクラップ売却収入	45	
その他の	41	235
営業外費用		
支払利息	169	
貸借費用	14	
為替差損	24	
その他	16	225
経常利益		1,283
特別利益		
固定資産売却益	4	
補助金収入	1,844	1,848
特別損失		
固定資産除却損	54	
固定資産圧縮損	1,536	
投資有価証券評価損	16	
減損	181	1,789
税金等調整前当期純利益		1,342
法人税、住民税及び事業税	388	
法人税等調整額	37	425
当期純利益		916
親会社株主に帰属する当期純利益		916

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	28,757	流動負債	26,060
現金及び預金	6,115	支払手形	371
受取手形	1,319	買掛金	9,031
売掛金	5,554	電子記録債権	3,303
子記録債権	4,432	短期借入金	3,550
製品	3,786	1年内返済予定の長期借入金	5,840
仕掛品	5,089	リース債権	62
原材料及び貯蔵品	1,821	未払金	778
前払費用	285	未払法人税等	154
その他	351	預り金	24
		前受収益	33
		賞与引当金	8
		製品保証引当金	240
		その他	56
固定資産	33,181	固定負債	16,914
有形固定資産	29,908	長期借入金	12,100
建物	3,577	リース債権	142
構築物	204	再評価に係る繰延税金負債	3,041
機械及び装置	10,988	退職給付引当金	1,542
車輜及び運搬器具	6	環境対策引当金	48
工具器具及び備品	483	資産除去債	38
土地	14,510	その他	0
建設仮勘定	137	負債合計	42,974
		(純資産の部)	
無形固定資産	116	株主資本	12,278
ソフトウェア	110	資本剰余金	6,857
その他	6	資本準備金	986
		利益剰余金	986
投資その他の資産	3,156	利益準備金	4,445
投資有価証券	1,466	その他利益剰余金	197
関係会社株	798	繰越利益剰余金	4,247
出資	47	自己株	△10
長期貸付金	4	評価・換算差額等	6,685
繰延税金資産	658	その他有価証券評価差額金	608
その他の資産	340	土地再評価差額金	6,077
貸倒引当金	△160	純資産合計	18,964
資産合計	61,938	負債・純資産合計	61,938

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		43,638
売上原価		39,581
売上総利益		4,056
販売費及び一般管理費		3,738
営業利益		318
営業外収益		
受取利息及び配当金	106	
受取賃貸料	185	
その他の	54	346
営業外費用		
支払利息	155	
賃貸費用	72	
その他の	53	281
経常利益		383
特別利益		
固定資産売却益	1	
補助金収入	1,844	1,846
特別損失		
固定資産除却損	54	
固定資産圧縮損	1,536	
減損	181	
その他の	16	1,789
税引前当期純利益		439
法人税、住民税及び事業税	92	
法人税等調整額	27	119
当期純利益		320

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

日本金属株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 増 田 涼 恵
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 河 合 秀 敏
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本金属株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本金属株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

日本金属株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 増 田 涼 恵
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 河 合 秀 敏
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本金属株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

日本金属株式会社	監査役会
常任監査役(常勤)	大 西 敏 夫 ㊟
社外監査役	掛 橋 幸 徳 ㊟
社外監査役	砂 山 晃 一 ㊟

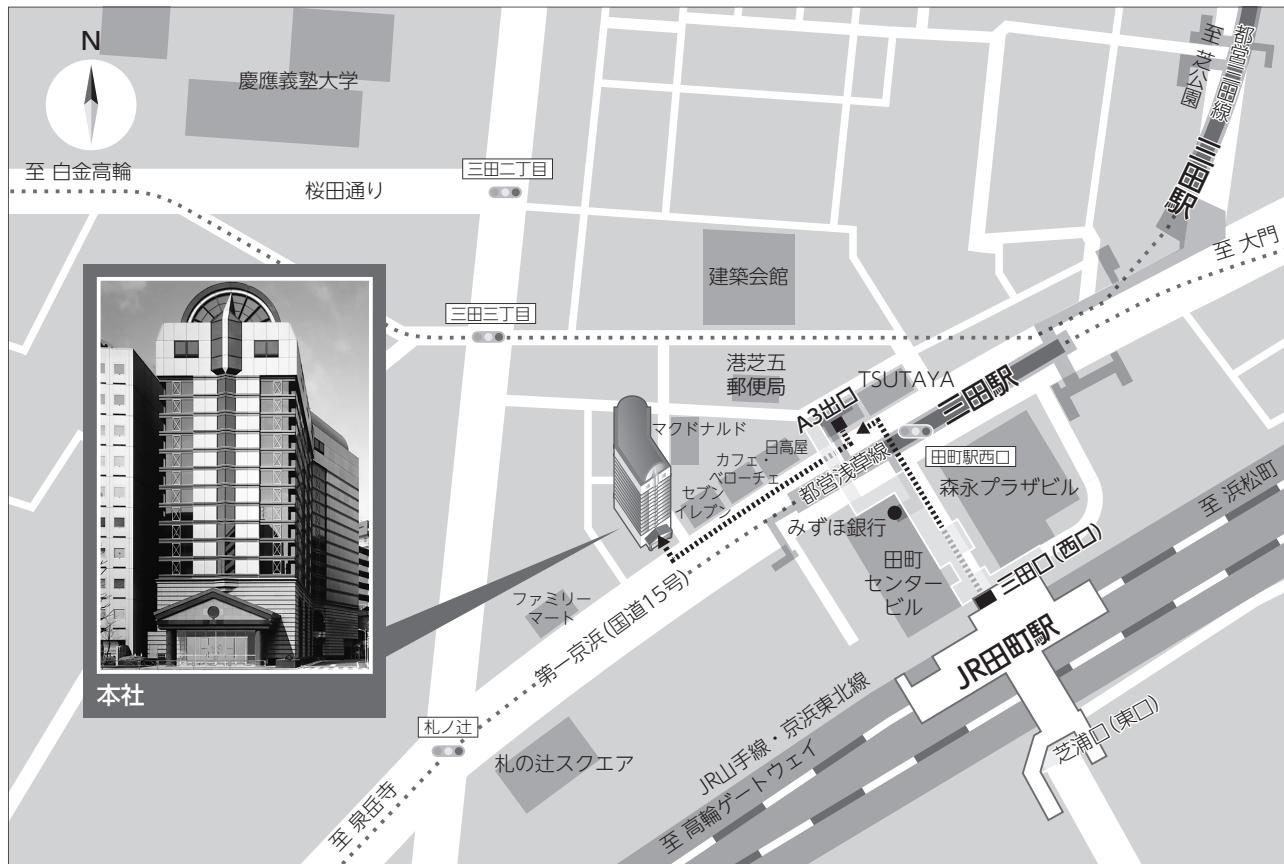
以 上

株主総会会場 ご案内図

日時 2023年6月29日（木曜日）午前10時

会場 東京都港区芝五丁目30番7号

当社本社事務所 5階 TEL：03-5765-8111（大代表）



交通機関
のご案内

● JR線でお越しの場合

JR山手線・京浜東北線

「田町駅」三田口（西口）より徒歩5分

● 地下鉄でお越しの場合

都営地下鉄 浅草線・三田線

「三田駅」A3出口より徒歩3分

※会場及び近隣には駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

 日本金属株式会社

<https://www.nipponkinzoku.co.jp>

 UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。